



とね

とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和47年10月20日発行 No. 102



議会だより

18議案を可決

【町議会第三回定例会】

昭和47年第三回定例会は、去る9月19日(会期は一日)午前10時から役場の会議室で開かれ、まず一般質問。続いて47年度一般会計補正予算など18件の議案が審議され、議案はすべて原案どおり可決されました。

一般質問

鈴木嘉昌議員

問 建設委員会の性格について—布川小学校の建設委員長をしているが、建設委員会というものは、設計の段階までに事前に作っているいろいろな調査研究して町長に答申し、その後、答申にのっとって予算とにらみ合わせて設計をするというところまでが委員会の任務であると思うがどうか。
その後の建設にあたっては町の執行部の任務であるとは考えられるが、委員会の性格はつきりさせていたいただきたい
町長 建設委員会の性格・組織と時期であるが、私の考えでは、町の大きな建築物の基

本的な設計とか、配置、予算措置とかについては、あらかじめ議会と執行部で一つの案をまとめ、入札が終わって、起工から完成までの監督指導をするのが建設委員会の仕事だと、いわゆる狭義の意味の委員会と考えて作ったものである。
なお、同委員会は、自治法または条例によって設置されたものでなく、いわば任意の組織であるが、議員以外の関係団体の幹部をも含めることによって、その立場を認識し責任を感じ、積極的に協力を求むるために必要な組織でもある。

ご指摘の事前に企画立案まで検討する広義の委員会にすべきかは、次の機会から十分検討したい。
問 八幡作区画整理組合の保留地の処分について、その方法を明示していただきたい。
町長 この問題については、保留地を全部町へ引き渡すという条件のもとに、先般一億



写真説明—去る9月2日、県民文化センター前広場で、水戸射撃場返還要求県民大会が開催され、利根町からも代表者(写真)が参加されました。

円に対する融資の保証を議会で議決していただいたわけであるが、その処分については町の住宅難になやむ多くのかたがたに対して市価よりはるかに安い価格で分譲したいという基本的な考えかたで、具体的分譲方策はまだ考えていないが、年度末頃までには、議員の内から保留地処分委員会(仮称)を作り、公平に配分できる措置を講じたいと思

う。
問 町へ移管する時点で、すでに工事費として一億五千万円を払っており、われわれ区画整理組合としては、大きな利息を払うわけで、この前町長と話した際は、一応すぐだすという考え方を申し述べられました。一億五千万円に對する財政的処置はどのようなものか。
(2)頁へつづく

町長 これは町で、完成の時点で一時借入をして組合に支払う考えである。

鈴木 茂議員

問 農業経営の合理化対策について―近年一部農家においてコンバイン等大型農機具を競って導入しておるようですが、その資金は莫大なものであると思います。個々の購入もメリットがあればけっこうですが、別の面を考える時、農業協同組合等が中心となつて共同購入により、経費の削減を図り、また後継者の育成等にもよりいっそうの指導をお願いできないものかと考えるのですが、町長のお考えをお聞きしたい。

町長 大型農機具の購入状況をみると、農協からと農機具商から購入するのと、二通りあるようである。農協を通じて購入する場合は、組合員に限り、目的により、無利子借入れとか一部利子補給などが行なわれているようである。農機具を安い価格で購入させるという主旨はけっこうだが、町の立場で農機具購入についての指導は、農・工・商共々の繁栄をはかる町の方針からみて、商工業者を圧迫する恐れがあり、問題があると

思うので、町としてはそのような指導は好ましくないが、農協自体が組合員を対象として協同購入を指導するのはさしつかえないと思う。

問 農業後継者育成の問題についても、農協と産経課で十分タイアップして積極的に取り組む考えである。特に農協には営農指導に力を入れていただきたいと思う。

町長 なお、近いうちに農業後継者の意向調査を行ない、積極的な対策を講じたいと考えている。

問 県道の清掃について―布川から羽中にいたる県道の雑草は、目にあまるほどおい繁り交通安全対策の点からも至急刈り取りを実施していただきたい。

町長 県道故県の管理といたすが県から道路愛護協会に對し補助金が交付されておると思いますが、説明願います。

町長 ご指摘のように交通安全全区に危険なので、毎年関係地区の区長にお願いして、草刈りを実施していただくが、今年は遺憾ながら地元区長から拒否されてしまったので、再度交渉して実施するようにしたい。また、この問題は、県道ばかりでなく、先月の末に町長

と産経委員長の名前で、全区長に区内の道路の愛護、維持管理等について、文書で要請してあるのでご解願いたい。

高野産経課長

県から道路愛護協会へ補助金が参っておりまして説明します。今年度は去る七月に関係県道の区長に草刈りのご協力をお願いしその時県からの補助金を差し上げますということをお話し申し上げました。

町長 ところが、関係地区の区長から、本年度はできないという回答があり、のびのびになつておりますが、再度お話し合いをしたいと考えている。補助金は実施してから交付するわけであるが、今年度は十

四万円程度であり、これを二回に分けて実施し、道路の距離に応じて配分している。**問** 本年度の財政について―町長は予算執行についても積極的に取り組んでおられますが、47年度上半期も今月で終わり、すでに地方交付税も決定されておることと思いますが、本年度の町財政見通しについて町長の方針をお伺いしたい。**町長** 当初予算の編成の際はドルショックの影響で地方交付税も大きくは望めないという悲観的な状態であったが、

その後町の事業計画を県へ提出した結果、事業量の増大に伴い、地方交付税の増額が見込まれ、最終的には、当初の一億八千一百万円に約六千万円の増額がおおむね確定した加えて本年度は主として譲渡所得による町税が大きくはね上がった。

以上の二点から明るい見通しがつき、後半期は積極的に建設事業を加え、余力は来年度の事業のために積立をするという方針で後半期の財政の運営を進めたい。

桑原税務課長 町税ののびについてご説明したい。町税は当初予算では七千五百四万九千円を計上したが、その後の確定額では、九千四百九十八万三千円となり、差し引き一千九百九十三万四千円の増加額となつたわけです。

この主なものは、譲渡所得農外収入、固定資産税、電気ガス税等で27%の増収をみたわけです。**問** 財政的に余裕があれば、中谷のセンターなど着工してもよいのではないか。**町長** センターは、起債補助

でやりたいので今年度は二千万円程度は積立てをしておきたい考えである。場合によってはプールぐらいは作れると思うが。

問 流域下水道について―公害問題が大きな課題として考えられる時、下水の処理は一町村では根本的には解決できない大きな問題です。この点につき、町長は県の土木部長とも話し合いをもたれたようですが、10年、20年先きを思考され、国または県の財源をもつて利根川下流へ下水道

理場の実現に努力していただきたいと切望するものですが、町長の方針をお伺いしたい。

町長 利根町ばかりでなく、下水を新利根川へ放流する地域の町村では、霞ヶ浦がすでに汚水の限界に達しておるので、汚水は利根川へ放流しなければ、これからの開発は不可能である。ただ、市町村ごとに利根川へ直接放流することとは、膨大な費用がかかるので広域的に建設すべきであるという考えから、昨年度からこの問題を取り上げ、隣接の市町村に呼びかけて、利根川へ落とす広域的な下水道を作らねばだつと奔走してきた結果

各市町村の同意を得た。
先般広域下水道建設促進協議会を結成し、積極的に県にこれが建設を要望した。

なお、研究学園都市の汚水もこれに加えることよって全額国庫負担で建設しようというのが県の意図である。

問題は処理場の確保であり利根が河内か、いずれの地点かに放流されることになるので、もし利根町地先に処理場の予定地がのぼった場合は、地主の同意が得られれば、早期建設が可能である。

問 農集電話について―数時間にもわたり使用不能になる時があり、9月12日にも6時頃から翌朝まで不能でした。加入者は非常に困っておりますが、なにか良い対策は無いものですか。

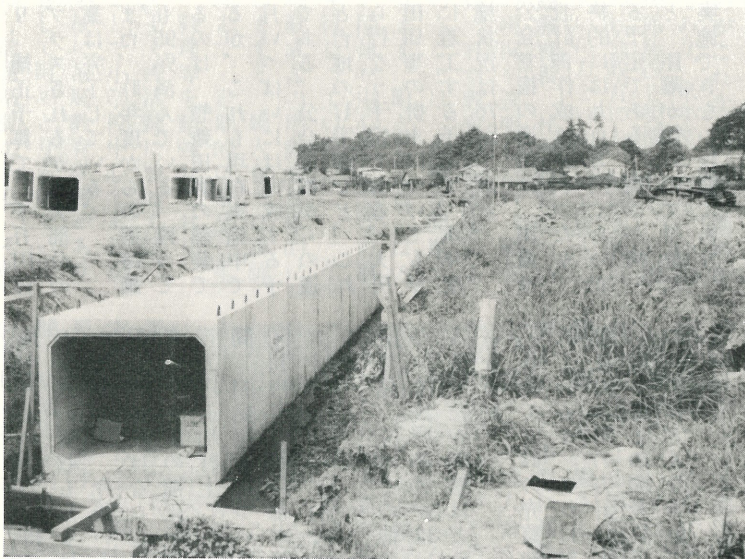
町長 農集電話はたしかに不便なところもあるが、電々公社へたびたび折衝した結果、利用回数が多い家庭の電話はこの四月に切り替えられた。さらに今後も公社へ折衝する考えである。

関口喜一議員

問 町有沼のじんあい処理場について―じんあい処理場外のゴミ捨てについての対策は町長 じんあい処理場(町有

沼)については、近いうちに全部を埋め立てることになっている。(予算は百二十万円)閉鎖したあとは、立看板や回覧をもつてあそこには絶対捨てないような処置を講じたい。監視員の配置は必要ないと思う。

問 谷原から町有沼までの道路の整備について
町長 本年度に舗装はしないが、採石と砂等で整備したい



写真は、大京観光K・Kが行なっている下敷屋の宅造です。問題のカルバートには、30mおきに入孔がつけられることになっている

問 下屋敷の排水路について―カルバートによる汚水の排水路施工について。
町長 下屋敷の排水については、30mおきに入孔の工事をやるということであるが、くわしくは開発課長から説明させたい。

また、この間の雨で水があふれたということは、まだ完成しないからであり、横町の橋の掛け替えについても、県の了解があり次第、全部大京観光K・Kがやってくれることになっている。

問 大塚開発課長 カルバート方式については、大京観光K・Kがまちがえなく設計通りやるということであった。30mおきの入孔についても確実に実施することになっている。また一部設計に変更があったが、ご指摘の30mおきの集じんますについては、設計にはありませんが、取り付け道路千葉〜竜ヶ崎線のすぐ下に集じんますを作ることになっており、さらに埋立地内排水路を三面側溝にすれば、集じんますは一ヶ所で十分である

と思う。その上流については先きほど町長が述べたとおりであるが、大京観光K・Kにはさらに万全を期するよう指示したいと思う。
佐々木民三議員

問 昭和47年度予算執行について。

- ①現在町の子算の執行状況について説明していただきたい
- ②産業経済については、当初事業計画及び現在町の執行状況を課長から説明していただきたい。
- ③47年度土木費の事業執行状況について。
- ④産業道路新設の見通しについて。
- ⑤公会堂横から台地に通ずる新設道路について

町長 47年度の子算執行状況については、私の考えでは、予算は措置したら次の日からやれという方針であるが、本年度は、町が計画した主な建設事業は、一部土木関係業者の都合でおくれているところもあるが、おおむね順調に進んでおり、支払面では、8月末現在で8千9百万台である

産業道路建設については、先般関係地区の地主を集めて協力を要請し、その後アンケート

トを集計した結果、羽根野早尾をのぞいて一部反対の声はあるが、さらにそれぞれの条件等を受け入れるならば、全地区賛成の可能性があるものと判断されるので、今後積極的に地主の説得にあたる考えである。

公会堂横の坂については、おそくとも布川小学校の完成までには仕上げたいという考えのもとに補正予算も大きく六百万円計上した。

しかし、関係地主の協力が得られないと、車が通れる道路ができないので、目下地元議員を通じて説得中である高野産経課長 47年度土木関係の事業執行については、道路新設改良費は五千余万円



公会堂横から台地への道路(坂)は、布川小学校が完成する頃までに作られる予定です。

あり、補正予算で二千万円程度プラスされるが、大部分の事業は完了している。

また、昨年度からの道路舗装も95%済んでいる。残っているのは、惣新田裏の舗装であるが、これも現在実施中で10月いっぱいには完成する予定である。公会堂横からの道路と台地のU字溝など、これから行なう予定である。大房中田切等の排水についても早急に着工する予定で、本年度実施状況は76%である。

公会堂横の道路は、測量及び設計書作成は終わったが、最終的には九百万円ぐらいかかる予定である。高さが高いのと、距離が短いので早急には実施できない状態であり、

地主さんの協力を得て、もっと土地の買収もしなければならぬので、今後いろいろ検討しなければならぬ問題が多い。今度の補正予算では六百万円追加計上したが、

問 開発問題について。
①利根町の開発基本計画はなにを基準として行なっているのか。

◎早尾、立木その他の開発について民間業者がはいっているそうだが実態はどうなっているのか。

△各地で土砂の売買が行なわれているが、これに対する規制または町の方針はどうか。
③町と県との開発許可関係についてはどんな方針で進んでいるか。

町長 町の開発については、10年後を見通した場合の利根町のありかたをあらゆる角度から検討した結果、昨年度議会並びに開発審議会にもご了解を得たわけですが、土地利用計画を作ったそれに基づいて、それぞれの宅造や企業誘致をしているわけで、基準はあくまでも土地利用計画が基本になつている。

土砂の買売については、町の所有ではないので、非常に困っているのであるが、町としては個人の所有である以上

売るなどか、取るなどかは言えないので、次のような事項を業者に指示している。
①町道の使用については、必ず復旧するような処理を講ずること。

②一定の線(規定の線)以上はとらないこと。
③公共的に土砂が必要になつた場合は、優先的に町へ提供すること。
④運搬の規制(ダンプ等)

なお、今後の情勢によつては、町で条例を作つて規制することも検討したい。
町と県との開発の許可の問題については、12月までは難しいとみてよい。

県では開発許可の基準として

- ①居住の環境
- ②市街化の配置
- ③生活用の水と排水
- ④開発行為者
- ⑤市町村の財政に影響があるかどうか。

この五つの基準に合致するかどうかで、許可が決まるようであるが、開発行為の問題としては、今まで申請をだしてある三社に対してはすみやかに許可してもらいたいということ、先般も町長、議員全員で関係機関に陳情した。

大塚開発課長 早尾、横須賀立木、奥山地区の開発については、現在二社がはいって地主との話し合いをしているのですが、一部に土砂買いがはいっておりますので、早急に開発されることは考えられません。

いずれにしても当地区は、当町の土地利用計画により、町議会、審議会等により、工場適地として県へ提出してあり、将来の利根町の財政を考えてみましても布川周辺及び羽根野台地に合わせて5千戸近い住宅ができることになつているので、当地域には公害のない地元雇用を期待し得る

(6)頁へつづく

工場の進出希望があれば、町はどの会社とも話し合いをす
る考へであり、財政的バラン
スもとれるものと思ひますの
でその方針にご協力をお願い
します。

また、家が建っていない場
所の土砂の採取については、
なんら法的な規制はない。し
かしこのまま放置すると問題
があるので、町は土砂採取基
準を検討中である。

問 社会教育について

①社会教育施設においては、
利根町も東中間地区に公民館
設置に努力されていることは
望ましいことであるが、施設
充実とそれに伴う活動を行な
わなければ成果は得られない
現在の利根町の社会教育活
動の計画実施状況を知りたい

②老人活動について

③青年活動について

④社会教育活動を推進する上
において意義ある社会教育を
すすめるために社会教育上、
人的、物的、運営面に問題点
があると思うが、町執行部と
してどのような対策を講じ、
どのような(予算面、指導者面
住民)に対処しているか。さ
らに今後の社会教育に対する
方針を伺いたい。

町長 社会教育問題について

は、はなはだ申しわけないが
青年、婦人、老人とも現在の
ところ低調である。私として
はとりあえず、経済成長とい
うことを考え、開発に力をい
れましたので、来年度あたり
からは、社会教育面に大いに
力を入れる考へである。開発
もおおむね順調に進んでおり
ますので、今後は産業振興と
いうことも配慮しながら、福
祉、文教に厚みを加えるとい
うのがこれからの私の進めか
たであり、来年度からは、中央
公民館建設を契機として、利根
町の社会教育にも、福祉文教に
も大いに力をいれたいと思う。

大越教育長 社会教育について

現在の現況を説明したい。現在
では、社会教育の発展を計る
ということは、重要な問題で
あります。町としては、ほと
んど団体を中心としてこの事
業を行なっている。

一般成人の活動を具体的に
申しますと、婦人会では講師
を呼んで、定期的に手芸、生
花、料理等を勉強しており、
P・T・A活動については、
主として小学校中心であるが
各学校に家庭教育学習があり
主として町でとりあげている
のは、読書活動である。その

他体育面ではバレーボール等

がかなり熱心に行なわれてい
る。場所もない実情のため、
利根中の体育館を借りて実施
している。

老人関係については、厚生

課でやっているが、今後とも
十分とりあげてゆかなければ
ならないと思う。

青年会活動は、休日を利用

して、体育部、研究部、雑誌
の編さん、スキー、ダンスパ
ーティー等、青年団独自の活動
をしており、それを町はお手
伝するという程度である。

予算面については、教育委

員会主催による事業費、学級
費、郷土史の編さん、社会体
育といった事業に補助してい
る。青年会や婦人会からは、
予算の増額についての要求が
でておりますが、なかなか要求
どおりできないのが現況である。

それから指導者の点ですが

ご承知のとおり教育委員会に
は社会教育主事一人である。
しかも兼職なので、これも思う
ようにならないのが実情である。
来年度は、中央公民館も立
派にできますので、内容の充
実の点でも万全を期したいと
思っております。

問 交通安全対策について

く、交通安全モデル地区とし
本年4月から来年3月まで向
こう一年間これを実施中であ
るが、交通安全協会が熱心に
活動を行なっていることは、
私が申すまでもなく、交対協
の会長である町長はよくわか
っていることと思う。モデル
地区研究会をはじめ春の安全
週間一〇〇日作戦、広報活動
夏期作戦、布川神社祭、盆踊
秋の交通安全集會に向かつて
協会、役員、協力のもとに利
根町から交通事故をださない
という合言葉で努力している
姿を見るたびに私は町がなん
らかの対策をとらなければい
けないと思う。

町長はいかががでしょうか。

①指導員を約束したがどうな

っているか。
その代役を交通安全協会で
ある程度カバーしているが、
盛夏衣は注文してあるが、合
着も支給していただきたい。

②道路の新設、危険箇所に対

する場所の処置は。
町長 交通安全運動の推進母
体というのは、佐々木議員の
言われるように交通安全協会
であり、その努力に対しては
敬意を払うものであり、予算
の許すかぎりの措置は講じた
と思う。

そこで第一年度は、今回の
補正予算にもでてくるが、夏
の被服はそろえたので、冬の
服装等についても、次の補正
までには考えたいと思つてい
る。

専門指導員はしばらくおか

ないで、必要に応じてその都
度配置したい。
道路の危険箇所についても
町道では、中谷と大房の十字
路であるが、いずれも地元の
議員に協力をお願いして対策
を講じたいと考えている。

県道についても危険のない

よう処置したい。

(補足)

問 建設課なり土木課なりを

増設して万全を期するという
考へはないか。
町長 年々増大する建設事業
に対処し、現在の産業経済課
の人員では、必ずしも満足な
ものとは言えないが、少数精
鋭主義で進みたいという考へ
のもとになるべく人員をふや
さないで、しばらくは現状の
ままやってゆき、今後の経緯
をみて、場合によっては産業
経済課の外に建設課の設置を
考えたい。

【おことわり】

この議会だよりは、紙面の
都合で、来月号に連載いたし
ますのでご容赦ください。

井戸水検査の結果

48%が「飲料不適」と判定

飲料水に、家庭用水に、水は私たちの生活に欠くことのできないたいせつなものです。そしてこの飲料水は、いつも清浄であってほしいものです。濁りも、色も、金気も(鉄分等の金属類)塩分も、細菌もその他いっさいの有害物がな

いことは、だれしも望んでいることでしょう。いつも清浄な水を使って初めて、私たちは、健康な生活を続けていくことができるのです。

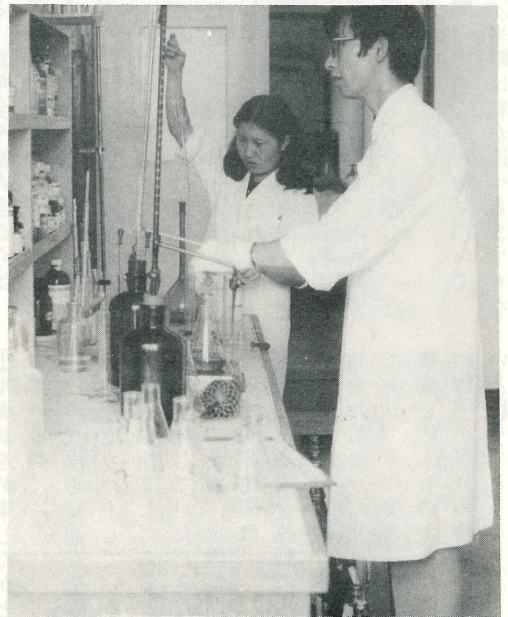
ところが、文化の進歩と社会の発展に伴って、人口はますます集中化の傾向を示し、私たちは、家庭下水、産業廃水などの汚水によって影響される機会が多くなってきました。

地下水は、四季を通じて、水温が一定しているため、夏は冷たく、冬は暖かく感じられ、また水質も良いものと考えられてきましたが、井戸の構造が不完全だったり、近くに便所とか汚水だめがあつたり、下水が不完全だったりし

ますと、どうしても汚染を受ける危険が生じてきます。住宅用の井戸は、堀井戸または打込井戸が大部分で、取水地点が浅く、地表の影響を受けやすいのが一般的です。

試験項目	不適件数	全対に対する割合(%)
外観	35	13
臭味、夾雑物	10	4
過マンガン酸カリウム消費量	28	10
PH	3	1
塩素イオン (cl ⁻)	79	29
アンモニア性窒素及び亜硝酸性窒素の同時検出	50	19

左の表は項目別に見た飲料不適の内訳です



【写真は、竜ヶ崎の保健所で行なわれた井戸水の検査】

当保健所では、毎年多くの人からの依頼により、水質検査を実施してきておりますが年々、飲用不適となる井戸水が増加しています。

今回の利根町地区の場合でも「飲料不適」と判定されたものは、全体の48%にも達しています。飲用不適となったものを試験項目別にみますと約半数のものが、塩素イオン

またはアンモニア性窒素及び亜硝酸性窒素の同時検出により「不適」となったもので、これはし尿、下水による汚水が推定されます。

今回の水質検査で「飲料不適」(理化学的試験の結果では「飲料適」ということ)と判

定されたもので、細菌検査の結果「飲料不適」となることもありま

す。一般に浅井戸の場合、アンモニア性窒素または、亜硝酸性窒素のどちらかが検出されているものは、し尿や下水による汚染が推定され、細菌検査の結果でも「飲料不適」と判定されるケースが多いようです。(竜ヶ崎保健所)

以上は町民各位が健康で文化的な生活を行なうために、毎年私たちが使用している井戸水の検査を希望者について竜ヶ崎保健所に依頼して行ないましたその結果についてのあらましです。

無免許) 運転は止めよう
飲酒)

○酒を飲んだら運転しない：たとえ少量でも酒を飲んだら運転することはできません。アルコールの程度のいかんを問わずいっさいの酒気帯び運転は禁止されております。
○無免許運転も絶対できません。

取手署の話によるとまだまだ違反者がかなり見受けられるとのことだ。

この春第一回交通安全モデル地区研究会が、利根中学校で開かれ、その際行なわれた決議のなかに、次のようなことがうたわれております。

一、自動車運転する時には絶対にお酒は飲みません。またお酒を飲んだ時には、運転しません。自動車を運転する際にはお酒は絶対提供いたしません。

一、無免許では自動車は運転しません。また、無免許の人には運転をすすめません。(また自動車は貸しません)
以上は必ず厳守して恐しい交通事故はたとえ一件たりとも出さないようにいたしまし

戦傷病者、戦没者遺族の援護関係 法律並びに恩給法改正さる

戦傷病者、戦没者遺族の援護関係法律並びに恩給法の改正により、本年十月一日から次のように年金等の増額と援護範囲が拡大されます。

一、恩給等の増額

①戦没旧軍人の遺族、傷病者及び老令者の恩給改善

恩給の基礎となる仮定俸給の引き上げにより、公務扶助料は、来年一月から最低保障年額24万円、傷病恩給については、基準となる第一項症の増加恩給年額を1百4万円に引き上げられたほか、65才以上の者の優遇措置が図られる

②戦傷病者

傷病恩給及び障害年金並びに障害一時金の額を8・6%引き上げられたため、第一項症の場合55万9千円が1百4万円となり、妻の扶養親族加給については1万2千円が2万4千円に引き上げられ、本年10月以降支給されます。

③戦没者遺族

遺族年金及び遺族給与金の先順位者については、昭和47年10月から25・3%、昭和48年1月から38・2%引き上げ

られたことにより、遺族年金については、現在17万3千7百円が昭和48年1月から24万円となります。

二、援護範囲の拡大

①戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

(ア)昭和12年7月7日(日華事変発生の日)から昭和16年12月7日(大東亜戦争発生の日)までの間に本邦、樺太千島列島、朝鮮及び台湾に勤務していた、もとの陸海軍部内の嘱託員、雇員、傭人、工員及び鉱員で公務による傷病または死亡の場合は、援護の対象として年金または一時金が支給されます。

(イ)満洲に勤務していた、もとの陸海軍部内の嘱託員、雇員、傭人、工員または鉱員及び満鉄等の国策会社の社員で、日華事変中の公務による傷病または死亡の場合は、援護の対象として年金または一時金が支給されます。

に拡大されます。

(ロ)日華事変中本邦等における勤務に関連して傷病または死亡した、もとの陸海軍部内の文官については、不具廢疾の状態により障害年金または弔慰金が支給されます。

②戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

昭和47年4月1日までに援護法による弔慰金を受けた遺族で、かつ遺族年金、公務扶助料等の公的年金受給者については、昭和47年3月31日までの間に死亡より公的年金の受給権者がすべて失権し、昭和47年4月1日において公的年金の受給権者がいない戦没者等の遺族が支給の対象となります。

③戦没者等の妻に対する特別給付金

次の者が支給の対象となります。

- (ア)日華事変中本邦等における勤務関連傷病により死亡し、特例遺族年金を受ける権利がある軍人の妻
- (イ)大東亜戦争中の勤務関連傷病により死亡し、特例遺族年金を受ける権利があるもとの陸海軍部内の文官及び特例遺族給与金を受ける権利がある準軍属の妻

体力づくり

足をきたえよう

「ごらん、ふだん車にはかりのつてからだ」



④戦没者の父母等に対する特別給付金

③と同様の権利を有する軍人、もとの陸海軍部内の文官及び準軍属の父母または祖父母で、戦没者以外に子、孫がなかった者が支給の対象になります。

⑤戦傷病者等の妻に対する特別給付金

(ア)公務傷病とみなされた第4款症または第5款症の不具廢疾の状態にある軍人軍属で、障害年金を受ける権利を有する戦傷病者の妻

(イ)大東亜戦争中の戦争に関する勤務に関連する傷病により第5款症以上の不具廢疾の状態にある、もとの陸海軍部内

利根町人事

【臨採】

保険衛生課 (9月18日)

石川 礼一

角田 芳郎

農業委員会 (10月1日)

海老原英一

商工会だより

◆中小企業のかたがたへ

国民金融公庫は、中小企業のかたがたに事業資金を融資している政府の金融機関です

◆青色申告の簿記

諸経費の記帳

一般的な経費の分類

① 租税公課

- 融資の条件
- 融資の限度五〇〇万円以内
- 資金の使いみち
- 運転資金(商品仕入れ、買掛、決済など)
- 設備資金(店舗、工場等の増改築、機械、車両の買入れ)
- 利率 年七・七%(日歩〇・〇二一%)
- 保証人 一名
- 三〇〇万円をこえる場合は原則として担保が必要。
- その他

事業の内容により、いろいろの特別貸付もありますのでお気軽にご相談、ご利用ください。▲年内に資金の必要な場合は

⑤ 通信費

- ④ 旅費交通費
- ③ 水道光熱費
- ② 荷造運賃
- ① 租税公課

⑩ 消耗品費

包装紙、紙ひも、封印テープなどの包装材料、事務用品、自動車のガソリンの購

⑥ 広告宣伝費

電話料、ハガキ、切手代、新聞折込料、名入マッチ、タオルの購入費用

⑦ 接待交際費

得意先の接待費用、中元、歳暮費用

⑧ 損害保険料

(注) 開業準備や支店開設のために支出した広告宣伝費や接待費は、繰延資産となりますので、経費帳には記入できません。

⑨ 修繕費

商品、事業用の減価償却資産に対する火災保険料、自動車保険の損害保険料、火災共済の掛金など。

⑪ 福利厚生費

事業用の建物、機械、器具自動車工具の修理費。



広報文芸



俳句： 布川 三谷てるを

老い病みて櫛の目まばら木

葉髪

軽やかに吾も舞たや赤蜻蛉

古寺のここもかしこも曼珠

沙華

鈴虫の一途なる声夜もすがら

羽中 高橋 良助

争って乳に可愛い子豚かな

スクモ焼く芋入れたるか匂

ひけり

無花果の熟れたるあれど堀

の上

入費

(注) 工具、器具、備品などの減価償却資産で、その使用可能期間が一年未満または取得価格が五万円未満の少額資産はこの科目に記帳します。

⑫ 福利厚生費

(イ) 従業員の慰安や保健衛生などのために支払った費用 (ロ) 事業主が負担すべき健康保険、労災保険、厚生年金

保険、失業保険などの保険料 (ハ) 事業主が負担した退職金 共済制度にもとづく掛金。

⑫ 給与賃金 事業上の従業員に支払う給料や賃金。(次号へつづく)

◆下半期事業

- 奥さま簿記講習会(三、四回)
 - 店舗診断(三回実施)
 - 会員親睦旅行
 - 決算説明会
 - 経済講演会
 - 税務記帳指導(六回開催)
 - オートスライドによる研究会(二回開催)
 - 決算・申告個別指導(三回開催)
- 開催日は会員各位に通知いたします。ご意見、ご希望をお寄せください。(利根町商工会事務局)

町勢 (昭和47. 10. 1現在)			
世帯数	1,798	人口	8,484
		男	4,137
		女	4,347
発行所	利根町役場	編集長	小島栄一郎
印刷	倉沢印刷株式会社	電話(利根)	(029768) 2211, 2212, 2213